

医療法人社団 寿光会 介護老人保健施設 エスポワール大原

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 運営規程

(運営規定設置の主旨)

第1条 医療法人社団寿光会が開設する介護老人保健施設エスポワール大原（以下「当事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下単に「利用者」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所の従業者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法及び言語療法その他、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

5 指定リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターその他、地域の保健・医療福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称・所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設エスポワール大原
訪問リハビリテーション事業所

- (2) 開設年月日 平成19年10月1日
- (3) 所在地 千葉県いすみ市日在2623
- (4) 電話番号 0470-60-8188 FAX 番号0470-60-8187
- (5) 管理者名 明田川 修生
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1254980033号)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 : 1名

管理者は、従業者の管理及び指定訪問リハビリテーション等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また医学的観点から、計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

- (2) 従業者の職種及び員数

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 いずれかの職種 : 1名以上
従業者は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき居宅を訪問し、利用者に対し適正な指定訪問リハビリテーション等を提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日: 日曜を除く、月曜日から土曜日までの週6日間とする。

但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間(サービス提供時間): 午前8時45分から午後17時30分までとする。

(事業の内容)

第7条 指定訪問リハビリテーション等は、主治医の指示に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、いすみ市、勝浦市、御宿町、大多喜町、一宮町の区域とする。

(利用料等その他の費用の額)

第9条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額(別紙)は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告知上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えて、1kmにつき50円

3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(相談・苦情処理)

第10条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望・苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(虐待の防止等)

第11条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研

修及び訓練を定期的実施する。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生時の対応)

- 第13条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
 - 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 6ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団寿光会・介護老人保健施設エスポワール大原の役員会において定めるものとする。

附 則

- この規定は、平成29年5月1日から施行する。
平成29年10月1日から施行する。
平成30年4月1日から施行する。
平成30年8月1日から施行する。
令和元年10月1日から施行する。
令和3年4月1日から施行する。
令和3年6月1日から施行する。
令和6年3月25日から施行する。